

令和3年度 第2回 青森県建築審査会  
( 議事録 )

日時：令和4年3月22日(火) 13時30分～

場所：県庁舎北棟2階B会議室

小野GM : それでは、ただいまより令和3年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。

本日は、欠席者がいないため、会議は成立いたします。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしく申し上げます。

小藤会長 : 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員 : 異議なし

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

小野GM : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いいたします。

小藤会長 : それでは、審議に入ります。今回は二つの議案があります。まず、議案1号について事務局より説明をお願いします。

川原 : 建築住宅課、建築指導Gの川原です。よろしく申し上げます。それでは、議案第1号について、説明いたします。

(議案内容を説明)

関係行政機関から支障がない旨の回答を得られており、審査の結果、特定行政庁として、第二種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認められることから、建築審査会に諮問するものです。以上となります。

小藤会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

古戸委員 : 住宅や道路が近くあるため、住宅地への落雪による被害や計画建築物の倒壊がないよう、屋根勾配や雪止めの設置などに注意していただき、適切に計画していただきたい。住宅地であるが小学

校も近いとため、来客車両・搬出入車両の誘導若しくは注意喚起などの配慮も必要ではないかと思ひます。また、融雪等による雪解け水で道路に影響が出ないよう注意して頂ければと思ひます。

川原 : その旨、設計者へ連絡させていただきます。

小藤会長 : 工事中の車両の、搬出入計画はどのようになっていますか。

川原 : 工事中は基本的に、北側の市道から出入りする計画と聞いております。

小藤会長 : 厨房からの排気はどこから出る計画でしょうか。

駒井課長 : 平面図から推測するに、南側から排気がなされるのではないかと思われます。

小藤会長 : 南側は住宅地ですか。

川原 : 住宅の他、事務所があります。臭気に関しては、同等規模の店舗による実測値では、周辺環境に与える影響がない臭気レベルという結果が出ておりますので、本計画においても影響はないものと評価されております。

工藤委員 : 緊急時の支援施設等の役割を担うものとなるのでしょうか。

駒井課長 : 避難所に関しては、十和田市において学校等の公共施設が避難所として指定されます。また、県と申請者は、災害時の物資の供給に関する協定を結んでおり、ご支援頂いております。

小藤会長 : A-101 についてご説明頂ければと思ひます。

川原 : 敷地境界線から 5m 以上 10m 以内の範囲において、4 時間以上影を生じさせてはいけない。また 10m を超える範囲においては 2.5 時間以上影を生じさせてはいけない。という規定があり、赤いラインが 5m のラインを超えていないこと、青いラインが 10m のラインを超えていないことを確認し、日影については支障が無いことを確認しております。赤いラインについては、非常に微妙なところですが、拡大図により 5m のラインを超えていないことを確認しております。

小藤会長 : 他に質疑がないようであれば、議案第 1 号は同意といたしますが、よろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし

小藤会長 : それでは、議案第 1 号は同意といたします。次に、議案 2 号について事務局より説明をお願いします。

川原 : それでは、議案第 2 号について、説明いたします。  
(議案内容を説明)

関係行政機関から支障がない旨の回答を得られており、審査の結果、特定行政庁として、工業専用地域における工業の利便を害するおそれがないと認められることから、建築審査会に諮問するものです。以上となります。

小藤会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

小藤会長 : 本計画は、福祉的な意味合いがなくても、成り立つものか？

川原 : はい。そのとおりでございます。本計画は工業従業員の利用のため飲食店ということで、国土交通省の通知に適合していると判断できるため、福祉的な意味合いがなくても成り立ちます。

小藤会長 : 飲食店部分の運営は、どなたが行うのか？

川原 : 申請者において運営されます。

古戸委員 : 施設内は、障害者の方に配慮された計画に見えるが、施設の外のスロープ部分に関しては屋根がないため、何かしらの配慮があった方がよかったかなと思います。

小藤会長 : 他に質疑がないようであれば、議案第 2 号は同意といたしますが、よろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし

小藤会長 : それでは、議案第 2 号は同意といたします。

小野GM : 本日の議案第 1 号及び第 2 号については『同意』として手続きを進めさせていただきます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。

小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

川原 : それでは、報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会（令和 3 年 10 月 22 日）で報告した以降の許可分をご報告いたします。  
（報告内容を説明）  
以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。  
なにもないようですので、これで本日予定された案件は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

小野GM : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。  
本日はありがとうございました。